

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社C（以下「派遣元」という。）に派遣労働者として雇用され、同月〇日から同県D市所在のE会社F製造所（以下「派遣先」という。）に派遣されて、自動車用ドアミラー及びその部品の組立て作業に従事していた。

請求人によると、電動ドライバーを使用してビスを止める作業などに従事していたが、平成〇年〇月ないし〇月頃、両腕に痛みが出現し、同年〇月ないし〇月頃には痛みが抜けない状態であったものの作業を続け、その後、平成〇年〇月〇日に両腕の痛みを我慢して作業に従事したところ、翌日、両前腕が赤く腫れていたというものである。

請求人は、平成〇年〇月〇日、G整形外科クリニックに受診し「両前腕部筋炎、両側手根管症候群」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 傷病名について

H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の主治医であるI医師が平成〇年〇月〇日付け意見書において示した本件傷病の診断を妥当としており、当審査会としても、請求人の症状の性状、画像所見等に鑑み、両医師の意見は妥当と判断する。

(2) 本件傷病と業務との関連

ア 請求人が従事していた作業は、上肢の反復動作の多い作業に該当し、上肢等に負担のかかる作業に該当するとみられるが、請求人が当該作業に従事した期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの約5か月間であり、決定書とともに引用した上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準に定める「相当期間従事した後に発症したものであること」の相当期間とは、原則として6か月程度以上をいうとされているところ、本件はこの要件を満たしていない。

その他、決定書第2の2の(2)のイからカまでに説示するごとく、発症前3か月間における業務量、作業内容等からみて、本件傷病の発症前に過重な業務に就労したとは認められない。

イ 医学的意見

I 医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、「両前腕の腫脹、痛み等の炎症症状は特に基礎疾患がなければオーバーワークによるものと考えられる。」と述べている。

一方、H医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において請求人の従事していた業務と本件傷病との医学的因果関係について、「作業内容と業務についていた期間から発症した傷害にしては症状が重すぎるうえ、請求人の症状が長期間治療をしているにもかかわらず軽快していないことを考えると、発症に他の要因が重なっていることが推定される。」と述べている。

当審査会としては、請求人の症状が長期間治療をしているにもかかわらず軽快していないこと等に鑑みると、H医師の意見は妥当であり、請求人の訴える症状が主に業務に起因して生じたとは認められないと判断する。

なお、請求人から提出された意見書における主張等について、改めて本件資料を子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことが出来なかった。

- 3 以上のとおりであるので、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。